

因が働いても憲法25条の国民は等しく医療を受ける権利を有するという立場を尊重するため、地域に赴き、必要とされる医療に期間限定、交代制でも従事すべきではないかと思うであろう。一方では、憲法で保障された職業選択の自由、居住権の自由などが侵犯されることに強い拒否感を抱く方がいても当然と考えられる。非常に難しい問題である。しかし、現状のように勤務地や診療科を自由に選択するという自主性を尊重していくなら、地方への医師充足は大幅に遅れ、医師が都市部から地方へ溢れるようになるまで養成数を減らすべきではないのではないかと、私は考えている。また、国レベルでの医師の需給関係だけを検討したのでは、地方、地域での需給

は確保されないと思わざるを得ない。そのためにも、規制的手法を採用するか、採用とするならどのようなレベルでの方法を考えるか、一人一人、関係者が真剣に議論しなければならないと思う。今、医療界では新たな専門医制度を巡ってさまざまな意見が交わされ、混乱している。しかし、中途半端な解決は今後に禍根を残すと私は考えている。専攻医を目指す若い研修医たちには不安を与え申し訳ないが、しっかりとした制度でなければ今後の医療提供体制は維持されないと考えている。地域偏在の解決はこうした専門医制度とも密接に関連しており、本中間取りまとめ（案）、ひいては本年度中に提出される最終案を巡って、きちんと対応すべきと考える。

お知らせ

「保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士及び 歯科技工士の業務従事者届」の一部改正に関する周知について

◇医療関連事業部◇

保健師助産師看護師法第33条により、業務に従事する保健師・助産師・看護師・准看護師は、2年ごとに氏名・住所等を都道府県知事に届け出を行っておりますが、今般、その届出様式が一部改正されました。

本件に関する手続等の照会は北海道の下記の担当部署で行われることとなっておりますことをお知らせいたします。

記

○問い合わせ先

北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課看護政策グループ

TEL：011-231-4111（内線25-362）